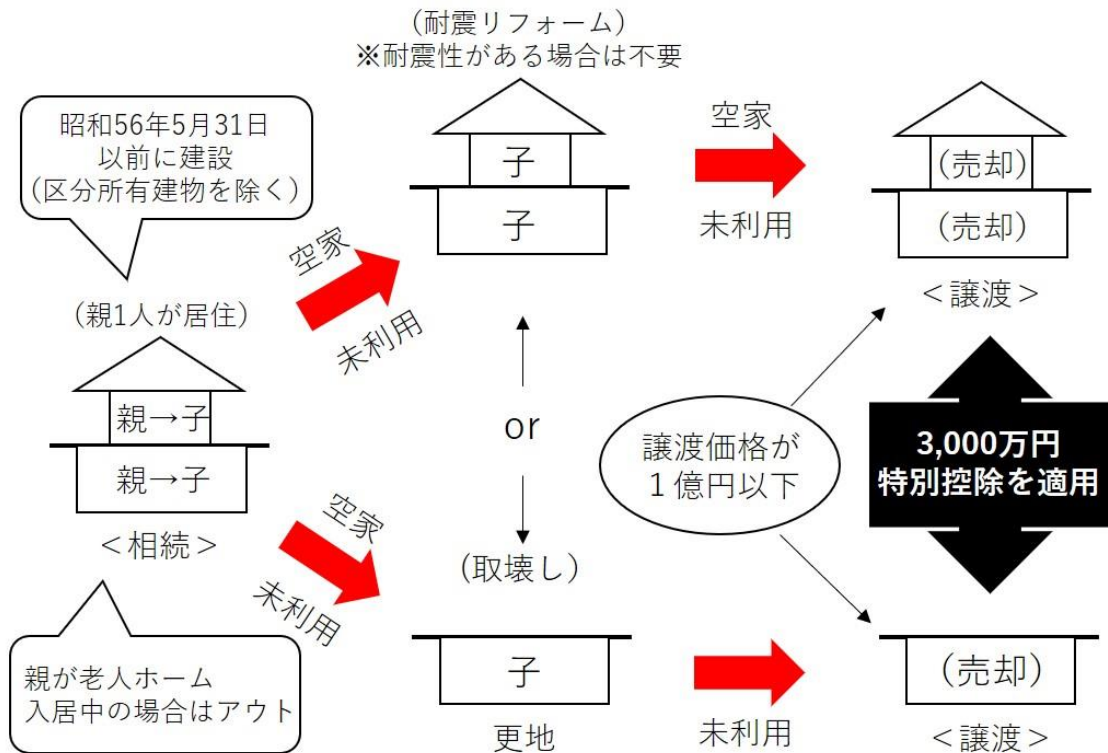


■「相続空家特例」（空家の 3,000 万円特別控除）のイメージ図



※相続開始日から起算して
3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡

■「相続空家特例」（空家の 3,000 万円特別控除）チェックリスト

- ①旧耐震（昭和56年5月31日以前に建築された）の家屋であること
- ②区分所有建築物以外の家屋であること→基本的に戸建てが対象（マンションは不可）
- ③相続時において被相続人が1人で住んでいた家屋であること
- ④相続開始の日から3年目の年末までに譲渡すること（下記⑤に注意）
- ⑤特例の対象機関である平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡を行うこと。
- ⑥譲渡対価の額が一億円以下（共有で譲渡する場合には総額で一億円以下）であること
- ⑦相続発生後、譲渡時まで事業の用、貸付の用、居住の用に供されたことがないこと
- ⑧譲渡時まで譲渡側で建物の取り壊しを行い、更地で譲渡すること。又は、家屋付きで譲渡する場合、譲渡の時に耐震基準に適合していること